

令和 3 年 4 月 5 日 招 集

第 2 回 天 草 市 議 会 （ 臨 時 会 ） 議 案 書

天 草 市

令和3年第2回天草市議会（臨時会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第91号	天草市市費負担教職員の給与等に関する条例の制定について	令和3年 4月5日		
議第92号	令和3年度天草市一般会計補正予算（第1号）	”		

議第 9 1 号

天草市市費負担教職員の給与等に関する条例の制定について

天草市市費負担教職員の給与等に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 4 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市市費負担教職員の給与等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、天草市立小学校における複式学級の解消を目的として任用する市費負担教職員について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 4 条第 3 項及び地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項の規定に基づき、給与等の額及びその支給方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第 2 条 市費負担教職員（地方公務員法第 2 2 条の 3 第 4 項の規定に基づき任用する教諭をいう。以下同じ。）の給与は、給料及び諸手当とする。

2 前項の諸手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、退職手当、特殊勤務手当及び義務教育等教員特別手当とする。

(給料)

第 3 条 給料は、正規の勤務時間（天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 8 年天草市条例第 3 5 号）第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間をいう。第 1 0 条において同じ。）における勤務に対する報酬であって、前条の諸手当を除いたものとする。

2 市費負担教職員に適用する給料表は、別表のとおりとする。

3 前項の給料表の適用を受ける市費負担教職員の号給は、教育委員会規則で定める基準に従い決定する。

4 給料の支給については、一般職常勤職員（天草市職員の給与に関する条例（平成 1 8 年天草市条例第 4 6 号）第 1 条に規定する職員をいう。以下同じ。）の例による。

(教職調整額)

第4条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項の規定に基づき、市費負担教職員にその者の給料の月額100分の4に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の教職調整額を支給する。

2 前項の教職調整額は、給料とみなす。

（給料の調整額）

第5条 第3条第2項の給料表に定める給料月額が、勤務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を教育委員会規則で定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

（一般職常勤職員の例により支給する諸手当）

第6条 扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当については、一般職常勤職員の例による。

（特殊勤務手当）

第7条 特殊勤務手当の種類は、教員特殊業務手当とする。

第8条 教員特殊業務手当は、市費負担教職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

ア 児童の保護又は緊急の防災若しくは災害直後の復旧の業務

イ 児童の負傷、疾病等に伴う救急の業務

ウ 児童に対する緊急の補導の業務

(2) 修学旅行、野外活動その他の学校行事において児童を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの

2 教員特殊勤務手当の額は、勤務1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号アに規定する業務 8,000円

(2) 前項第1号イ及びウに規定する業務 7,500円

(3) 前項第2号に規定する業務 5,100円

（義務教育等教員特別手当）

第9条 市費負担教職員に、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額、8,000円を超えない範囲内で、市費負担教職員の号給の別に応じて、教育委員会規則で定める。

(給与の減額)

第10条 市費負担教職員が正規の勤務時間中に勤務しないときの給与の減額については、一般職常勤職員の例による。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第11条 勤務1時間当たりの給与額の算出については、一般職常勤職員の例による。

(休職者の給与)

第12条 休職者の給与については、一般職常勤職員の例による。

(旅費)

第13条 市費負担教職員が公務のため旅行した場合において支給すべき旅費の額については、一般職常勤職員の例による。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

市費負担教職員給料表

職務の級	1級
号給	給料月額
1	185,700
2	192,700
3	201,900
4	206,800
5	209,800
6	214,700
7	218,100
8	222,800

9	225,900
10	231,000
11	234,300
12	239,200
13	242,000
14	246,000
15	248,600
16	249,700

(提案理由)

市費負担教職員の給与等の額及びその支給方法等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第92号

令和3年度天草市一般会計補正予算（第1号）

令和3年度天草市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 552,751 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51,532,231 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月5日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,943,919	509,173	7,453,092
	1 国庫負担金	5,710,909	71,744	5,782,653
	2 国庫補助金	1,218,104	437,429	1,655,533
16 県支出金		4,097,446	37,400	4,134,846
	2 県補助金	1,379,855	37,400	1,417,255
19 繰入金		2,005,978	6,178	2,012,156
	2 基金繰入金	2,005,978	6,178	2,012,156
補正されなかった款項に係る額		37,932,137		37,932,137
歳入合計		50,979,480	552,751	51,532,231

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,976,546	990	7,977,536
	1 総務管理費	7,231,862	990	7,232,852
3 民生費		17,274,526	110,244	17,384,770
	3 児童福祉費	6,198,889	110,244	6,309,133
6 商工費		1,229,445	420,051	1,649,496
	1 商工費	1,229,445	420,051	1,649,496
8 消防費		2,079,098	12,600	2,091,698
	1 消防費	2,079,098	12,600	2,091,698
9 教育費		3,477,953	8,866	3,486,819
	2 小学校費	284,742	6,178	290,920
	4 幼稚園費	121,538	1,500	123,038
	7 社会教育費	597,717	1,188	598,905
補正されなかった款項に係る額		18,941,912		18,941,912
歳出合計		50,979,480	552,751	51,532,231